平成２９年（フ）第２７２号
福岡市中央区春吉２丁目８番33―210号、前住所福岡市南区高木３丁目15番16―205号
債務者　谷山　恵利
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７８号
福岡市西区福重３丁目９番20―102号、前住所福岡市西区福重団地９番610号
債務者　村岡　克彦
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向原栄大朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目10番26号
債務者　角田　義典
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８４号
北九州市小倉北区片野５丁目９番21―602号
債務者　打田　　学
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３３号
北九州市若松区古前２丁目26番１号
債務者　西元　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６号
岩手県一関市三関字仲田53番地４　コーポルアーブル２－Ｂ
債務者　菅　　勝春
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１２号
岐阜県養老郡養老町高田1207番地　エルミタージュ１　201号室
債務者　橋ノ口孝幸
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1166番地の３　河原道町営住宅２棟18号
債務者　河野　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第９号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田787番地の７
債務者　中井　彌晴
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２２号
愛知県碧南市三度山町２丁目７番地　三度山住宅Ａ棟302号
債務者　奥谷　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
愛知県岡崎市岡町字東神馬崎北側７番地１
社員寮　Ｋ
債務者　白瀬　和弘
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
山形県酒田市松原南17番地の16　パイングローブＤ号
債務者　佐藤　伸洋
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１１５号
埼玉県新座市馬場３丁目６番８号　ファインハイツ105号室
債務者　加藤　　健
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県川口市大字辻757番地　リキハイツ202号
債務者　毛利　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―303号
債務者　関根　奈穂
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
埼玉県川口市北園町34番17―604号　セントヒルズ東浦和
債務者　浅井まゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
埼玉県越谷市千間台西４丁目８番地61　プレジール610　103号
債務者　佐藤富士子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係